

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯磨カップ（コード：16184000）

ラバーカップ

再使用禁止

【禁忌・禁止】 再使用禁止

*【形状・構造及び原理等】

1)形状・構造
ステンレス製の軸の先端に、ゴム製カップを付与した歯面研磨器具

2)使用回転数
上限3,000回転/分

*【使用目的又は効果】

歯科予防(清掃)時に研磨材を適用するために用いるゴム製の器具。歯科用ハンドピースに取り付けて回転させて研磨材を歯に適用する。

*【使用方法等】

- 1)歯科用ハンドピースに装着する。
- 2)回転させて、振れがないかを確認する。
- 3)研磨ペーストをラバーに塗布する。
- 4)ハンドピースを回転させ歯面に軽く押し当てて、研磨・清掃する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1)ハンドピースメーカーの指定に従ってシャंकを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2)ハンドピース挿入時に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 3)予め回転させて、振れがないことを確認すること。

【使用上の注意】

- 1)指定の回転数を厳守して使用すること。
- 2)損傷、変形(錆、表面傷、曲がり)、汚染等のあるものは使用しないこと。
- 3)本品の加熱や改造は行わないこと。
- 4)作業時には、目の損傷及び飛沫を防ぐために保護メガネ、マスク等を着用すること。
- 5)本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- 6)本器具は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- 1)水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- 2)歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社 ビーディーアール
愛知県名古屋市長白区原4-106